

福岡県公報

令和三年三月二十三日
第百八十五号
増刊
①

目次

選挙管理委員会

○公職選挙法及び同法施行令等の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する告示

(市町村支援課) ……………一

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第四十九号

公職選挙法及び同法施行令等の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月二十三日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

公職選挙法及び同法施行令等の規定による選挙運動及び政党その他の政治

団体の政治活動に関する規程の一部を改正する告示

公職選挙法及び同法施行令等の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程(昭和三十年一月二十五日福岡県選挙管理委員会規程第四十一号)の

一部を次のように改正する。

第十条の二第三項を削る。

附則

この告示は、公布の日から施行する。